



社会保険労務士法人国際労務パートナーズ 事務所だより

2017年4月号

新緑の美しい季節になりました。春の行楽シーズンですね。
「事務所だより 4月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。
掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 家族を健康保険の扶養にするときは？
- 2 残業代の割増計算
- 3 解雇のルール
- 4 当事務所から

家族を健康保険の扶養にするときは？

健康保険では被保険者だけでなく、その人に扶養されている家族（75歳未満）も条件を満たせば被扶養者として加入することができます。今回は被扶養者として認定されるための条件をご紹介します。次の1および2の両条件に当てはまる必要があります。届出先は協会けんぽに加入している会社は年金事務所へ、健康保険組合に加入している会社は各健康保険組合です。

1. 被保険者の3親等内の親族であること

- (a) 被保険者と同居（同一世帯）でなくてもよい人
 - ①配偶者（内縁関係含む）、②子、孫、③弟、妹
 - ④父母等の直系尊属
- (b) 被保険者と同居（同一世帯）が条件の人
 - ①上記（aの①～④）以外の3親等内の親族
 - ②被保険者の内縁の配偶者の父母および子
 - ③内縁の配偶者死亡後の父母および子

2. 主として被保険者により生計を維持されていること

- (a) 被保険者と同居（同一世帯）の場合
扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、かつ、被保険者の年収の2分の1未満であれば認定。
- (b) 被保険者と同居（同一世帯）でない場合
扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、かつ、被保険者からの仕送額より少なければ認定。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyosho-hiho/hihokensha1/20141204-02.html>

残業代の割増計算

労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間までと定められています。この法定労働時間を超えて労働させた場合が（法定）時間外労働となり、2割5分以上の率で計算した残業代を支払う必要があります。また、原則午後10時から午前5時までの間に労働させた場合は深夜勤務となりますので、こちらも2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払う必要があります。つまり（法定）時間外労働であり、かつ、深夜勤務である時間帯については合計で5割以上の率で計算した残業代を支払う必要があるということです。

【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-5a.pdf>



解雇のルール

会社が従業員を解雇する場合一定のルールがあります。まず就業規則と労働契約書（労働条件通知書）に、どんな時に解雇されることがあるか（解雇事由）が予め示してあり、その要件に合致することが必要です。さらにその解雇に客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められることも重要です。

実際に解雇を行う時には、解雇しようとする従業員に対し、30日前までに解雇の予告をする必要があります。解雇は口頭でも有効ですが、後々のトラブルを避けるため「解雇通知書」を作成することが望ましいでしょう。なお、予告を行わずに解雇する場合は、解雇予告手当として30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

当事務所から



事務所だより4月号はいかがでしょう。今年2月から始まったプラチナフライデー、皆さんの職場では活用していらっしゃいますか？ 普段残業の多い方も、たまには早く仕事を終わらせ、家族と過ごしたり、趣味や習い事などに時間を使うのもいいですね。リフレッシュすることで、また仕事の効率が上がるのではないのでしょうか。



International HR Partners
社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408
tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美